



バス・タクシー事業者様向け説明資料



# 岡山県 外国人ドライバー受入モデル確立プロジェクト

～特定技能制度に基づくバス・タクシードライバーの円滑な受入・定着に向けて～

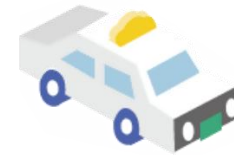


岡山県 県民生活部 交通政策課  
(県委託先：KG情報 岡山支社)

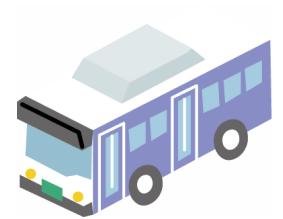


1 バス・タクシードライバーを取り巻く環境

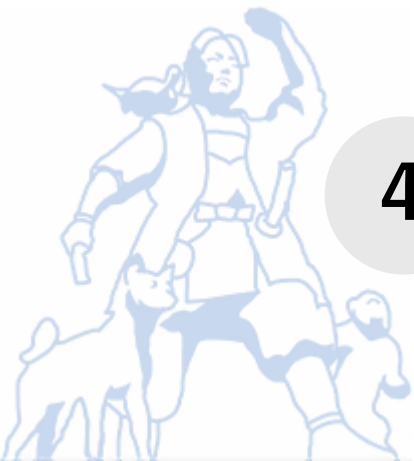
2 特定技能制度の概要



3 外国人ドライバー(バス・タクシー)  
受入モデル確立プロジェクト



4 受入企業の応募方法



# 1 バス・タクシードライバーを取り巻く環境

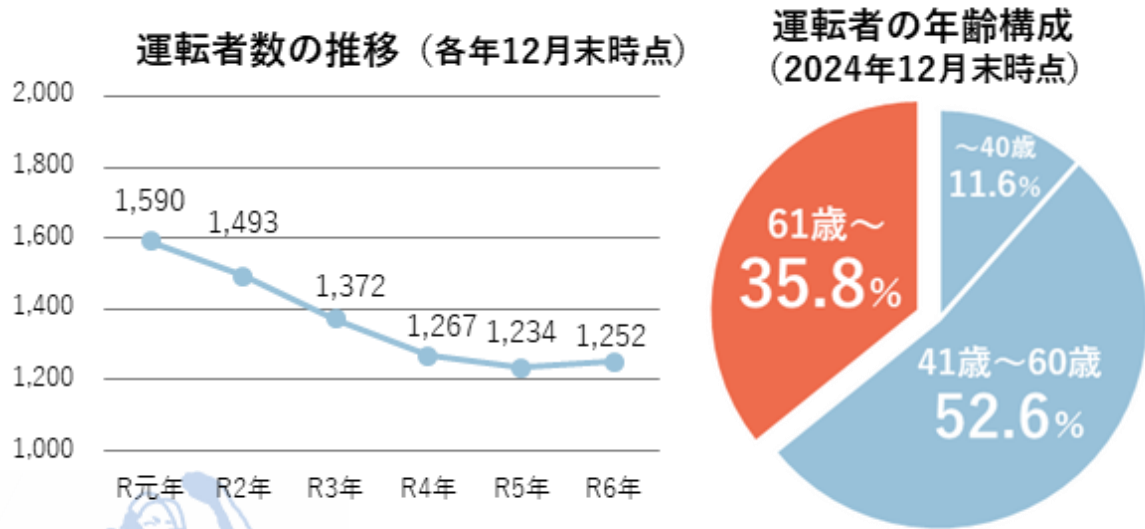
プロジェクトの背景となる現状について説明します



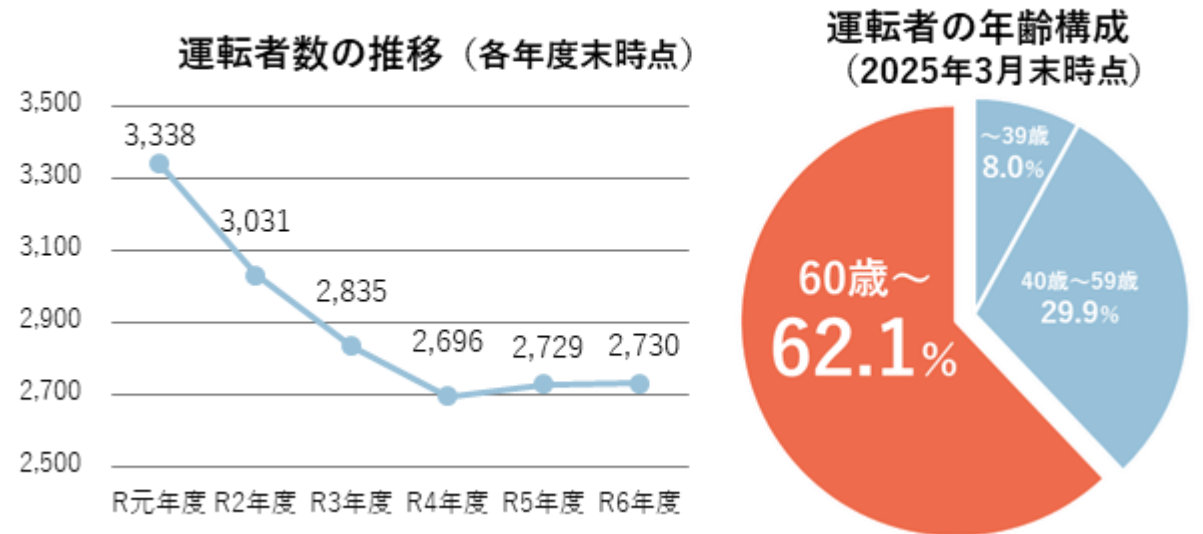
# 1 バス・タクシードライバーを取り巻く環境

## 運転者を取り巻く現状

県内バス運転者 (公財)岡山県バス協会



県内法人タクシー運転者 (一社)岡山県タクシー協会



運転者数の大幅な減少・高齢化の進展

▶ 安定的な公共交通ネットワークの維持・確保が困難になる恐れがある

# 1 バス・タクシードライバーを取り巻く環境

## 特定技能対象分野の拡大

### 特定技能

人材を確保することが困難な状況にある産業上の分野に限り、一定の専門性・技能を有し**即戦力となる外国人**を受け入れることを目的とする在留資格

人材不足を背景に…

**バス、タクシー**など自動車運送業分野を含め4分野が新たに対象に追加(2024年3月)

介護分野	ビルクリーニング 分野	建設分野	自動車整備分野	航空分野	宿泊分野
農業分野	漁業分野	外食業分野	工業製品 製造業分野	造船・船用 工業分野	飲食料品 製造業分野
鉄道分野	林業分野	木材産業分野	<b>自動車 運送業分野</b>		

▶ バス、タクシードライバーとして外国人材の受入が可能になりました

## 2 特定技能制度の概要

特定技能制度（バス・タクシー）の基本的な内容について説明します



## 2 特定技能制度の概要

### 外国人材の概要

在留資格 特定技能1号  
(自動車運送業分野(バス・タクシー))

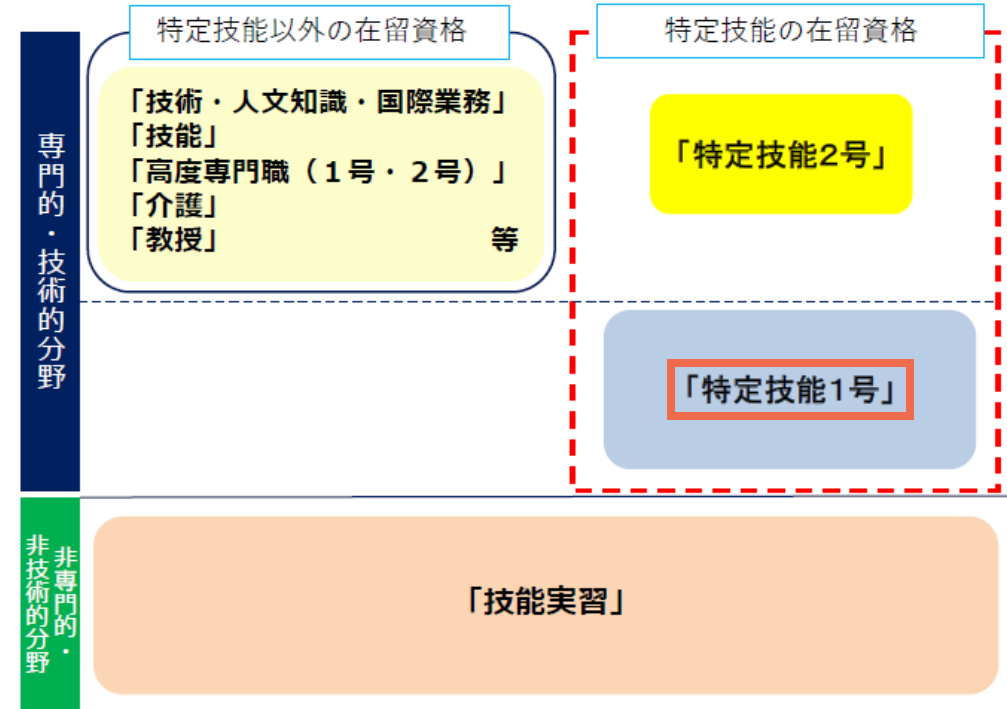
在留期間 通算で上限5年まで  
※特定技能2号では更新回数に制限なし

家族の帯同 原則不可

従事業務

- 運行業務(安全な旅客の輸送等)
- 接客業務(乗客対応等)
- 当該業務に従事する日本人が通常従事することとなる関連業務に付随的に従事すること  
例) 車内等の清掃作業、運行前後の準備、片付け など

【就労が認められる在留資格の技能水準】

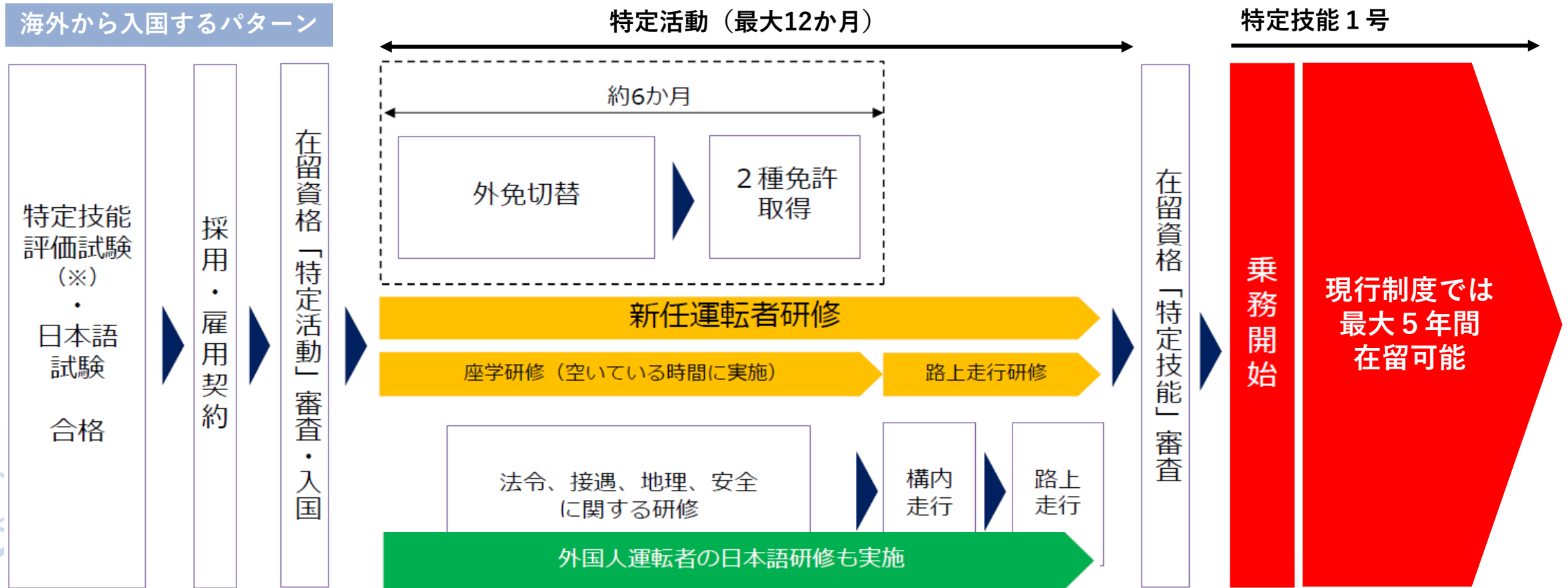


出入国在留管理庁資料

## 2 特定技能制度の概要

### 乗務開始に向けた流れ

国土交通省資料から作成



- 乗務開始に必要な免許取得等に要する期間は、「特定活動」により最大12か月の在留が認められます
- 乗務開始に必要な免許取得等の修了後、「特定技能1号」に移行し、ドライバーとして在留が認められます

# 2 特定技能制度の概要

## 在留資格の整理（参考）

### 就労が認められる在留資格（活動制限あり）

在留資格	該当例
外交	外国政府の大使、公使等及びその家族
公用	外国政府等の公務に従事する者及びその家族
教授	大学教授等
芸術	作曲家、画家、作家等
宗教	外国の宗教団体から派遣される宣教師等
報道	外国の報道機関の記者、カメラマン等
高度専門職	ポイント制による高度人材
経営・管理	企業等の経営者、管理者等
法律・会計業務	弁護士、公認会計士等
医療	医師、歯科医師、看護師等
研究	政府関係機関や企業等の研究者等
教育	高等学校、中学校等の語学教師等
技術・人文知識・国際業務	機械工学等の技術者等、通訳、デザイナー、語学講師等
企業内転勤	外国の事務所からの転勤者
介護	介護福祉士
興行	俳優、歌手、プロスポーツ選手等
技能	外国料理の調理師、スポーツ指導者等
<b>特定技能</b>	<b>特定産業分野（注1）の各業務従事者</b>
技能実習	技能実習生

在留資格における位置づけは次のとおりです。

### 身分・地位に基づく在留資格（活動制限なし）

在留資格	該当例
永住者	永住許可を受けた者
日本人の配偶者等	日本人の配偶者・実子・特別養子
永住者の配偶者等	永住者・特別永住者の配偶者、我が国で出生し引き続き在留している実子
定住者	日系3世、外国人配偶者の連れ子等

### 就労の可否は指定される活動によるもの

在留資格	該当例
特定活動	外交官等の家事使用人、ワーキングホリデー等

### 就労が認められない在留資格（注2）

在留資格	該当例
文化活動	日本文化の研究者等
短期滞在	観光客、会議参加者等
留学	大学、専門学校、日本語学校等の学生
研修	研修生
家族滞在	就労資格等で在留する外国人の配偶者、子

## 2 特定技能制度の概要

### 外国人材の技能水準

- ① 母国の運転免許を取得し、3年以上の運転経験あり
- ② 自動車運送業分野特定技能第1号評価試験(バスまたはタクシー)合格者
- ③ 日本語能力試験 原則N3以上 ※入国時の要件などは次ページへ

レベル	難易度	読む(読解)	漢字数 目安	漢字 学年目安	聞く(聴解)
N1	上級	新聞論説・評論など、抽象度が高く複雑な文章の構成・意図まで理解できる	約2,000字	中学校修了	自然な速度の会話・ニュース・講義を詳細まで理解し、要旨を把握できる
N2	中上級	新聞・雑誌記事や平易な評論を読み、論旨や意図を理解できる	約1,000字	小学校修了	日常+やや広い場面の会話・ニュースをほぼ自然速度で理解できる
N3	中級	日常的话题の文章を理解し、見出し等から概要をつかめる	約650字	小学校5~6年生	やや自然な速度の会話を、人物関係を含め概ね理解できる
N4	初級~中級	身近な話題の短い文章を理解できる	約300字	小学校3~4年生	ゆっくり話される日常会話なら内容をほぼ理解できる
N5	基礎	ひらがな・カタカナ・基本漢字の定型文を理解できる	約100字	小学校1~2年生	ゆっくりした短い日常会話から必要な情報を聞き取れる

難

易

## 2 特定技能制度の概要

### 外国人材の技能水準

2026年4月から日本語能力の要件が緩和されています。

2026年3月まで

特定活動入国時

【バス・タクシー】N3以上



特定技能1号

【バス・タクシー】N3以上

↓ 緩和後

2026年4月から

特定活動入国時

【乗合バス・タクシー】N4以上

【貸切バス】N3以上



特定技能1号

【バス・タクシー】

N3以上 または N4+日本語サポーター など

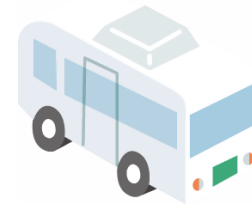
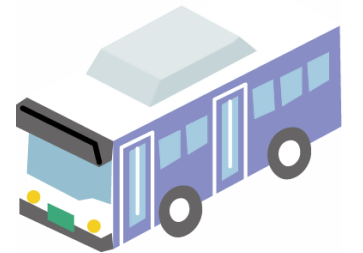
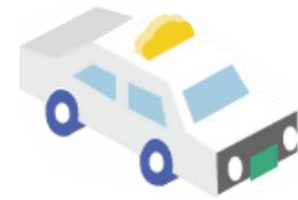
事業者に所属し、乗客対応に関する  
必要な指導を受けている者

## 2 特定技能制度の概要

### 受入企業の要件

受入企業(バス・タクシー事業者)に求められる要件は次のとおりです。

- ① 外国人と結ぶ雇用契約が適切であること  
特定技能外国人の給与額や労働時間等が日本人と同等以上 など
- ② 受入機関(受入企業)自体が適切であること  
法令等を遵守し欠格事由に該当しない  
違約金契約を締結していないこと など
- ③ 外国人を支援する体制があること
- ④ 1号特定技能外国人支援計画が適切であること



## 2 特定技能制度の概要

### 受入企業の要件

受入企業(バス・タクシー事業者)に求められる要件は次のとおりです。

### バス・タクシー区分の上乗せ要件

- ⑤ 道路運送法に規定する自動車運送事業を営む者であること
- ⑥ 自動車運送業分野特定技能協議会の構成員になり、必要な協力を行うこと
  - ・受入企業や登録支援機関との支援体制構築を目的に国土交通省が設置した協議会
  - ・特定技能外国人の就労等の必要項目を記入した「加入届出書」をWEB提出
- ⑦ 働きやすい職場認証を取得していること
  - ・(一財)日本海事協会が審査・認証手続きを随時実施
  - ・労働時間・休日等の5分野で取得要件を満たす必要がある
  - ・新規申請の場合、審査料3万円+登録料6万円～
  - ・審査開始から登録証書発行まで最短3か月程度



国土交通省HP



(一財)日本海事協会HP

# 2 特定技能制度の概要

## 受入企業の支援義務

### ①事前ガイダンス

・在留資格認定証明書交付申請前又は在留資格変更許可申請前に、労働条件・活動内容・入国手続・保証金徴収の有無等について、対面・テレビ電話等で説明



### ②出入国する際の送迎

・入国時に空港等と事業所又は住居への送迎  
・帰国時に空港の保安検査場までの送迎・同行



### ③住居確保・生活に必要な契約支援

・連帯保証人になる・社宅を提供する等  
・銀行口座等の開設・携帯電話やライフラインの契約等を案内・各手続の補助



### ④生活オリエンテーション

・円滑に社会生活を営めるよう日本のルールやマナー、公共機関の利用方法や連絡先、災害時の対応等の説明



### ⑤公的手続等への同行

・必要に応じ住居地・社会保障・税などの手続の同行、書類作成の補助



### ⑥日本語学習の機会の提供

・日本語教室等の入学案内、日本語学習教材の情報提供等



### ⑦相談・苦情への対応

・職場や生活上の相談・苦情等について、外国人が十分に理解することができる言語での対応、内容に応じた必要な助言、指導等



### ⑧日本人との交流促進

・自治会等の地域住民との交流の場や、地域のお祭りなどの行事の案内や、参加の補助等



出入国在留管理庁資料

### ⑨転職支援(人員整理等の場合)

・受入れ側の都合により雇用契約を解除する場合の転職先を探す手伝いや、推薦状の作成等に加え、求職活動を行うための有給休暇の付与や必要な行政手続の情報の提供



### ⑩定期的な面談・行政機関への通報

・支援責任者等が外国人及びその上司等と定期的(3か月に1回以上)に面談し、労働基準法違反等があれば通報



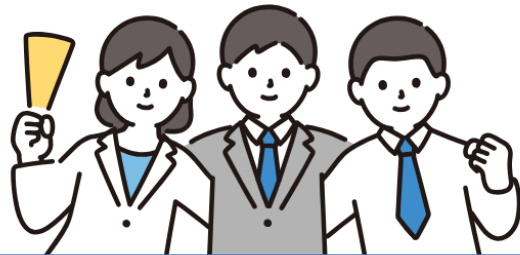
- 受入企業は、1号特定技能外国人支援計画の作成、これに基づく支援の実施が義務付けられています
- 支援の実施を登録支援機関に委託することができます(受入企業と支援委託契約を締結) ※次ページへ

## 2 特定技能制度の概要

### 登録支援機関

出入国在留管理庁  
(地方出入国在留管理局)

登録・監督



登録支援機関

支援委託契約

受入企業

雇用  
契約

支援計画の実施

1号特定技能  
外国人材

出入国在留管理庁資料から抜粋して作成

- 外国人への支援業務(前頁)に加え受入企業のサポートも行う。  
(申請書類作成、支援計画作成など)
- 実態として、以下の事業者が登録を受けているケースが多い。
  - ・技能実習制度の監理団体
  - ・人材紹介会社
  - ・行政書士事務所
  - ・社会保険労務士事務所
  - ・特定の業界団体 など

# 3 外国人ドライバー(バス・タクシー) 受入モデル確立プロジェクト

県と連携して取組んでいただくプロジェクトの内容についてご説明いたします



# 3 外国人ドライバー受入モデル確立プロジェクト

## ①プロジェクトの背景・目的

### 地域公共交通の現状・課題

- 安定的な地域公共交通の維持・確保が困難になる恐れがある
- 慢性的な人材不足に対応するためには、既存制度や仕組みだけでは限界があり、多様な人材の活用も検討が必要



### 外国人ドライバーの現状・課題

- 地方ではまだ事例が少なく、事業者ノウハウなどが蓄積されていない
- 日本人乗務員と異なる就労・生活面の課題への対応が手探りの状態
- 一定のコストも要することから採用に着手しにくい

### プロジェクトの目的

地域公共交通の安定的な運行に向けて、バス・タクシー事業者と県が連携し外国人ドライバーの円滑な受入と定着を着実に進めていきたい!

▶「外国人ドライバー受入モデル確立プロジェクト」を実施  
(県内で円滑な受入と定着を進めるための検証プロジェクト)



# 3 外国人ドライバー受入モデル確立プロジェクト

## ②プロジェクトの概要

### 外国人ドライバー受入モデル確立プロジェクト 概要

外国人ドライバーが地域公共交通の担い手として活躍できる受入モデルを確立するとともに、そこで得られたノウハウや課題を抽出・分析し、県内バス・タクシー事業者と共有することで、モデルの横展開を目指します

海外で人材募集・採用

日本へ入国

モデル受入企業で  
乗務開始に向けた準備  
(運転・接客等の技能取得)

乗務開始

ドライバーとして定着

県が  
支援

モデル受入企業(バス・タクシー)がドライバーを目指す外国人材を直接雇用し  
県が人材募集から乗務開始までのプロセスを一貫して支援します

外国人材に向けた支援



- 日本語能力の向上
- 運転・接客等の技能取得
- 生活面(公的手続き・定期面談等)

モデル受入企業に向けた支援



- 就労環境整備
- 受入・定着に要するコスト
- 制度に基づく事務手続きなど

横展開

外国人ドライバーの受入・定着に関するノウハウや課題を抽出・分析  
県内バス・タクシー事業者と共有し、モデルの横展開を目指します

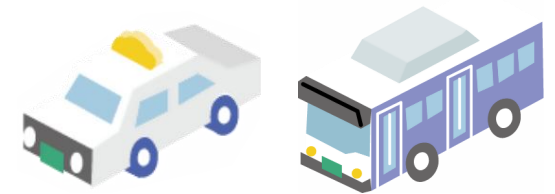
# 3 外国人ドライバー受入モデル確立プロジェクト

## ②プロジェクトの概要

### モデル 受入企業 (要件)

- ①県内に本社又は営業所を有するバス事業者またはタクシー事業者
- ②関係法令(出入国管理及び難民認定法、道路運送法及び労働関係法令等)を遵守し、県と連携してプロジェクトに取り組む意思のある事業者

▶ ①及び②を満たす企業を募集し、  
応募のあった企業の中から、[モデル受入企業を1社程度選定](#)します。



業務内容:バスまたはタクシードライバー

受入人数:プロジェクト全体で[最大3人程度](#)を想定

受入想定国:インドネシアまたはネパール

在留資格等:特定技能1号(自動車運送業分野(バスまたはタクシー))

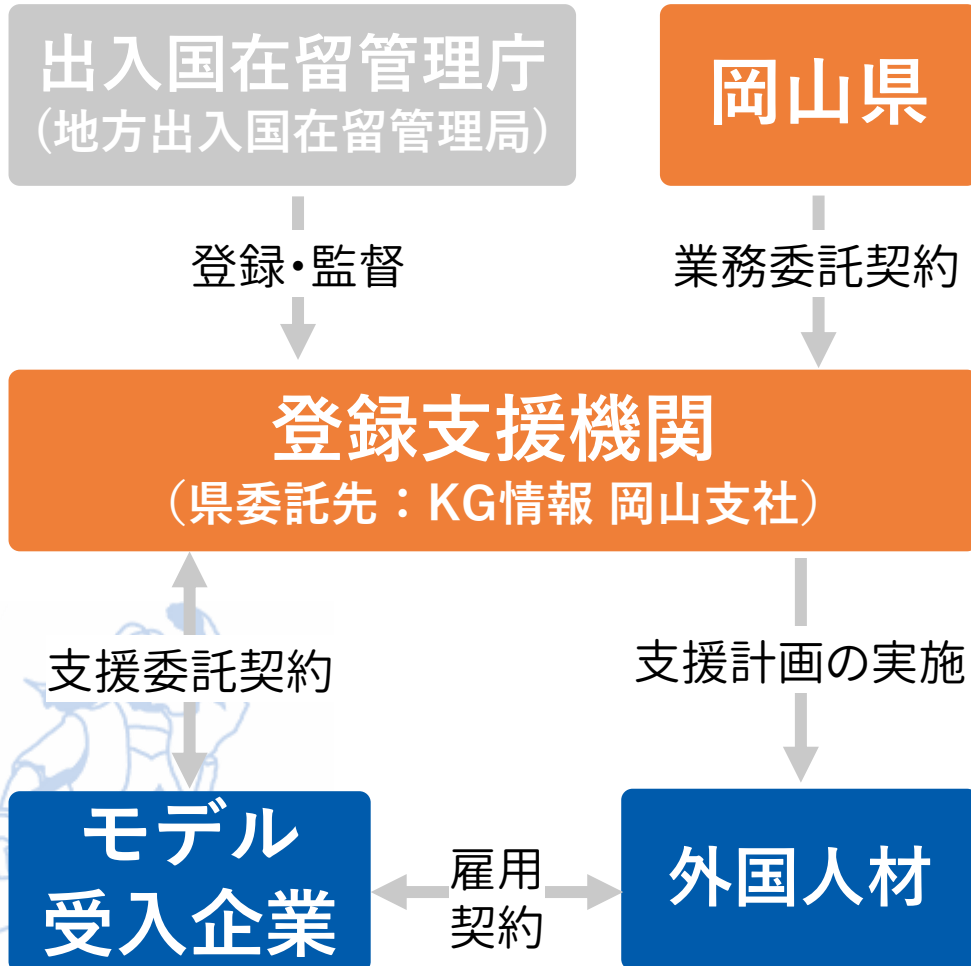
※海外から入国当初は特定活動での在留を想定



### 外国人材

# 3 外国人ドライバー受入モデル確立プロジェクト

## ③プロジェクトの仕組み



## ④プロジェクトの役割分担

岡山県

登録支援機関



人材募集から乗務開始までを一貫して支援

- モデル受入企業に対する環境整備・コスト・手続き面の支援
- 外国人材に対する日本語学習・就労・技能取得・生活面の支援

モデル受入企業



- ドライバーを目指す外国人材(3名程度)を直接雇用
- 受入・定着に向けた就労環境の整備・乗務員教育
- モデル事業への協力(県が実施するヒアリングなど)

外国人材

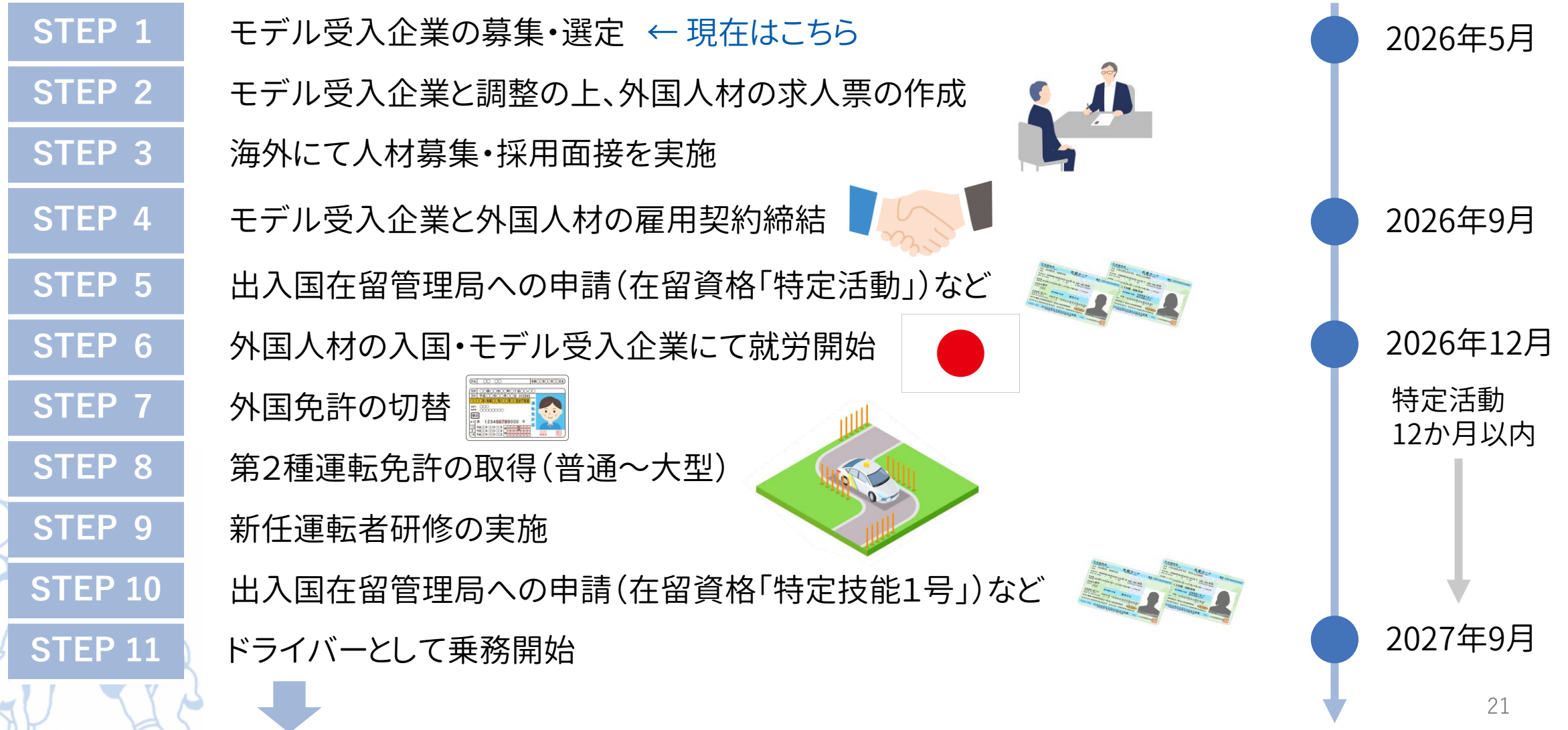


- 業務に必要な資格・技能取得、研修等の受講
- 業務に必要な日本語能力の向上など

# 3 外国人ドライバー受入モデル確立プロジェクト

## ⑤ プロジェクトのスケジュール

### スケジュールの目安



# 3 外国人ドライバー受入モデル確立プロジェクト

## ⑥外国人材受入国の状況

下記2か国を本プロジェクトの受入国として想定しています  
受入企業決定後、受入企業の意向なども踏まえて調整を行います

### インドネシア



- 【面積】約190万平方キロメートル(日本の約5倍)
- 【人口】約2億7,000万人
- 【平均年齢】30歳
- 【平均月収】約2.9万円
- 【首都】ジャカルタ
- 【言語】インドネシア語
- 【宗教】イスラム教約90%など
- 【主要産業】農業、鉱業、工業、サービス業など

### ネパール



- 【面積】約14.7万平方キロメートル(北海道の約1.8倍)
- 【人口】約2,960万人
- 【平均年齢】25.7歳
- 【平均月収】約1.5万円
- 【首都】カトマンズ
- 【言語】公用語:ネパール語
- 【宗教】ヒンドゥー教81%、仏教教9%など
- 【主要産業】農林業、観光、貿易・卸業など

### 受入国の選定理由

日本と同じ交通環境(右ハンドル・左車線)、低アルコール環境、豊富なドライバー人材など

# 3 外国人ドライバー受入モデル確立プロジェクト

## ⑦プロジェクトにおける支援内容の特色

本プロジェクトでは法令上必要となる義務的支援に加え、外免切替・第2種運転免許取得に向けた学科・実技試験への対応や日本語能力の向上に向けて、次の内容も支援を行います。

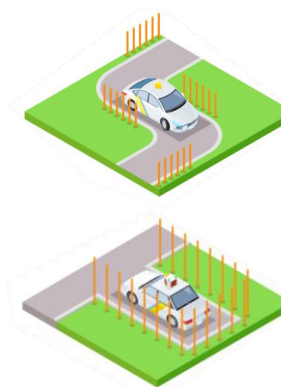
### 入国前の事前学習

- 教育アプリによる学習  
(道路交通法・第2種免許等)
- 日本語講師による定期面談



### 運転技能の習得支援

- 海外における日本式運転講習
- 県内教習施設での特別教習
- 実技試験コースの母国語による詳細解説



### 受入企業の環境整備支援

- 従業員向け啓発支援  
外国人材と共に働く際の留意点等について説明・周知
- 外国人材の居住先確保に向けた賃貸物件候補の紹介






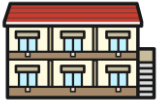


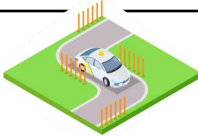
# 3 外国人ドライバー受入モデル確立プロジェクト

## ⑧外国人材雇用に関するコスト支援（1人あたり）

※費用は概算額・税込です

着色部分について県が費用を負担することで、モデル受入企業の負担軽減を図りながら、事業を推進します

県が負担

外国人材紹介料 	約57万円	人材募集や送り出し機関との調整、受入支援等に関する費用 ※「⑦プロジェクトにおける支援内容の特色」に記載する支援内容を含みます。
面接旅費 	約15万円	受入企業が現地面接を行う際の渡航費用 ※オンラインも対応可能です。※ただし、本項目は外国人材1人あたり15万円を支援上限とします。
渡航移動費 	約13万円	外国人材の渡航及び入国後の移動に要する費用
住居費 (初期費用のみ) 	約15万円	賃貸物件の敷金礼金・仲介手数料・火災保険料等 ※ただし、本項目は外国人材1人あたり15万円を支援上限とします。
外免切替費 	約1.2万円	外国の運転免許証から日本の運転免許証への切替費用
教育通信費 	約2万円	日本語能力の向上にむけた教育アプリ使用料及び教材費
第2種免許取得費 	約60万円	バス・タクシー乗務に必要な第2種運転免許の取得費用 ※左記は、大型2種免許(バス)の場合を想定して記載しています。

# 3 外国人ドライバー受入モデル確立プロジェクト

## ⑧外国人材雇用に関するコスト支援（1人あたり）

※費用は概算額・税込です

着色部分について県が費用を負担することで、モデル受入企業の負担軽減を図りながら、事業を推進します。

支援委託手数料  
通訳費



約4万円/月

法定の義務的支援(生活・相談・手続きなど)  
生活支援や業務説明等に係る通訳対応費用

県が  
負担

給与・手当  
福利厚生費



日本人と同等

労働関係法令や就業規則等に基づき、  
日本人と同等水準で支給

企業が  
負担

社会保険料



日本人と同等

健康保険、厚生年金、雇用保険等の事業主負担分

### 留意事項

- コストへの支援は、在留資格「特定技能1号」として乗務を開始するまで実施する予定です。
- 支援金額や期間については、受入国や外国人材の状況やプロジェクト進捗等によって異なります。

# 3 外国人ドライバー受入モデル確立プロジェクト

## ⑨ 職場環境改善に向けた県補助制度（参考）

### 岡山県交通事業者人材確保・利便性向上支援事業補助金



岡山県HP

本プロジェクトによるコスト支援に加え、人材確保・定着につながる職場環境の改善等の取組については、**県補助制度も併用**できます。両制度を組み合わせることで、より効果的な取組が可能となります。

※詳細につきましては、岡山県ホームページをご確認ください。

#### 県補助制度の概要

#### 補助対象経費

- ① 人材確保事業  
2種免許取得費用、求人広告、職場環境の改善等
- ② 交通DX・利便性向上事業  
キャッシュレス決済、配車アプリ、待合環境の整備等

#### 補助率

原則2/3以内  
※国等の補助金を併用する場合は1/2以内

#### 補助上限額

- ① 4,000千円以内
  - ② 4,000千円以内
- 事業者あたり最大 8,000千円以内

#### 補助対象期間

2026年4月1日から2027年1月31日まで

#### プロジェクトと関連した活用イメージ

- ① 人材確保事業を活用して…
  - 社宅の設備改修
  - 従業員用洋式トイレの改修
  - 休憩室の環境整備
  - やさしい日本語の表示対応 など

## 4 モデル受入企業の応募方法

プロジェクトに応募いただく際の応募方法や留意事項について説明いたします



# 4 モデル受入企業の応募方法

## ①モデル受入企業の応募方法



岡山県HP

### 応募対象

- ①県内に本社又は営業所を有するバス事業者またはタクシー事業者
- ②関係法令(出入国管理及び難民認定法、道路運送法及び労働関係法令等)を遵守し県と連携してプロジェクトに取り組む意思のある事業者

### 提出書類

外国人ドライバー受入モデル確立プロジェクト受入企業応募調書

### 募集期間

2026年5月14日(木)から6月3日(水)まで

### 提出方法

提出書類に必要事項を記載の上、  
以下の提出先にメールでご提出ください

### 提出先

株式会社KG情報 海外人材営業部(県委託先)

### 問い合わせ先

TEL/086-241-4554 MAIL/m-saitou@mail.kg-net.co.jp

### 選定方法

応募調書をもとに、県において書類審査を実施した上で、**1社程度を選定**させていただきます。必要に応じて、応募調書の記載内容について連絡させていただく場合があります。

外国人ドライバー受入モデル確立プロジェクト 受入企業応募調書

提出日 令和 年 月 日

項目	内容
事業者名	
代表者名	
所在地	
担当部署・担当者	
電話番号	
メールアドレス	
事業種別	バス・タクシー・その他( )
従業員数	
運転者数	バス: 名 タクシー: 名
運転者の平均年齢	バス: 歳 タクシー: 歳

2 本事業への参加目的

本事業に参加し、外国人ドライバーの受入れを希望する背景や目的について、具体的に記載してください。(例: 人材不足の状況、地域公共交通維持の必要性、外国人材への期待感など)

記入欄

3 外国人ドライバーの受入計画

受入れたい外国人材や期待点で想定される業務内容を記載してください。

項目	内容
受入予定人数	
勤務予定場所	※本事業では最大3名まで
特定活動期間(準備期間)	業務内容
特定技能期間(業務開始後)	勤務条件・給与

# 4 モデル受入企業の応募方法

## ②外国人ドライバー受入相談窓口の開設

本プロジェクトに併せて、相談窓口を開設しています。ぜひお気軽にご活用ください。

開設期間 2026年5月14日(木)～2027年3月31日(水)

開設日時 月曜日～金曜日 10:00～17:00

開設場所 株式会社KG情報 岡山支社(県委託先)  
住所:岡山市北区平田170-108 1階

相談方法 対面・オンライン・メール・電話 など  
※事業所への出張訪問形式の相談も対応可能です。

相談内容 (1)本プロジェクトに関するご不明点など  
(2)外国人ドライバー(バス・タクシー)の受入に関すること  
制度、手続き、受入体制の整備に関する各種相談など

★本プロジェクトに限らず、一般的な内容の相談も可能です!

予約先 株式会社KG情報 海外人材営業部(県委託先)

問い合わせ先 TEL/086-241-4554 MAIL/m-saitou@mail.kg-net.co.jp



## 4 モデル受入企業の応募方法

### ③プロジェクトに関するQ&A

#### Q1 モデル受入企業の選定基準はありますか？

提出いただいた応募調書などをもとに、取組に関する意欲や受入体制、受入可能な人材、勤務内容、モデル性などの観点で、県において書類審査を実施した上で、選定させていただきます。

なお、P.12～P.13「受入企業の要件」については、出入国在留管理局への申請時（特定活動および特定技能1号）までに満たす必要があります。

#### Q2 モデル受入企業として、何人雇用する必要がありますか？

外国人材の定着面も考慮し、同一の受入企業において**3名程度**を雇用いただく想定としておりますが、応募状況や受入体制等を踏まえ、最終的に判断する予定です。

## 4 モデル受入企業の応募方法

### ③プロジェクトに関するQ&A

Q3 すでに利用している人材紹介会社や登録支援機関を活用できないでしょうか？

本プロジェクトでは、県が委託した人材紹介会社・登録支援機関と取組を進めていただくことを想定しています。

Q4 やむを得ず受入れた人材が退職した場合、どうなりますか？

それまでに採用に要した費用などは受入企業の負担となるため、そのリスクも踏まえてご検討いただくこととなります。免許取得や研修等がスムーズに行われるよう、受入企業にもサポートをお願いしたいと考えています。

## 4 モデル受入企業の応募方法

### ③プロジェクトに関するQ&A

#### Q5 県はいつまで継続的に支援してくれますか？

県及び登録支援機関において、**特定技能外国人として乗務を開始するまで**継続的な支援を行う予定です。乗務開始後は、支援に係る費用負担や登録支援機関へ委託して必要となる対応について、受入企業において対応いただくことを想定しています。

#### Q6 県が支援してくれる費用の範囲はどこまでですか？

県が負担する費用項目については、**P.24～25**に記載しています。なお、支援は予算の範囲内で実施する予定としています。また、想定していなかった費用が発生した場合は、受入企業と県（委託先を含む）が協議の上、対応を決定します。

## 4 モデル受入企業の応募方法

### ③プロジェクトに関するQ&A

#### Q7 事故やトラブルが発生した場合はどうなりますか？

通常の雇用関係・運行管理体制の中で対応いただくことを基本としますが、必要に応じて関係機関とも連携しながら対応します。

#### Q8 県の支援終了後も雇用継続は必要ですか？

県の支援終了後も、受入企業における雇用継続を念頭にプロジェクトを進めたいと考えていますが、受入企業と外国人材双方の意向・状況等を踏まえながら対応いただくことを想定しています。

県と一緒にチャレンジしていただける企業を  
ぜひお待ちしております！

まずはお気軽にお問い合わせください

